

2020年11月2日

各位

株式会社 宮崎銀行

## 未利用口座管理手数料の新設について

株式会社宮崎銀行(頭取 杉田 浩二)は、長期間ご利用のない口座が不正利用されやすいことを鑑み、2021年1月4日(月)以降に開設される全ての普通預金口座(総合口座含む)につきまして、未利用口座管理手数料および対象となる口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合の自動解約に関する定めを新設しますので、お知らせいたします。

本件は、未利用口座の管理に要する最低限のコストをご負担いただくことで、長期間ご利用のない口座の発生とその不正利用を抑止すると同時に、日頃から口座をご利用いただいているお客さまへのサービス維持・向上を図るため新設するものです。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

## 1. 「未利用口座管理手数料」の内容

項目	内容
適用対象	2021年1月4日(月)以降に開設された全ての普通預金口座(総合口座を含む)
未利用口座となる口座	<p>最後のお取引から2年以上、一度もお取引がない口座が対象となります。</p> <p>お取引には、お預入れ(当該口座のお利息入金を除きます)、払戻し(未利用口座管理手数料の引き落としを除きます)等が含まれます。</p> <p><u>ただし、次の口座は対象とはなりません。</u> (手数料の負担はありません) ・残高が10,000円以上の当該口座</p>
未利用口座の取り扱い	<p>(1)対象となる見込みのお客さまには、当行に登録されているご住所に事前に文書にて通知いたします。</p> <p>(2)通知後、一定期間経過しても、ご利用またはご解約がない場合に、未利用口座管理手数料を当該口座から引き落としいたします。</p> <p>(3)残高不足により未利用口座管理手数料の引き落としができなかった場合、残高全額を未利用口座管理手数料の一部として引き落としさせていただき、当該口座を個別に通知することなく自動的に解約いたします。</p>
未利用口座管理手数料	<p>年間1,320円(消費税込み)</p> <p>未利用口座管理手数料は、2021年1月4日以降に開設され、2年間お取引のない「未利用口座」を対象として最低限の管理コストをご負担いただくものであり、日頃、お預入れやお引き出し、口座振替等にご利用いただいている口座が対象となることはありません。</p>

## 2. 預金規定の改定

未利用口座管理手数料の新設にあたり、2021年1月4日(月)より以下のとおり預金規定を改定いたします。本規定は、改定日以降、新規に普通預金を開設されたお客さまから適用となります。

### 普通預金および総合口座預金規定 「未利用口座管理手数料」条項の新設

#### 【未利用口座管理手数料】

- (1)未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2)この預金口座は、別途定める一定の期間、預金者による所定の利用がない場合（ただし、2021年1月4日以降に開設された口座に限ります。）には、未利用口座となります。
- (3)この預金口座が未利用口座となりかつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当行の定める未利用口座管理手数料の引き落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引き落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、個別に通知することなく自動的に解約することができるものとします。
- (4)一旦引き落としになり、支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。

以 上

本件に関するお問い合わせ先  
株式会社宮崎銀行 事務統括部  
担当:財部  
TEL:0985-32-4492